

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 25 日

(別紙 高齢者関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの  
送付について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和 4 年 10 月 1 日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とすることとなりました。

本見直しについては、国民に丁寧に周知していくことが重要であることから、施行に先立ち、令和 3 年度においても周知広報を行うこととしており、貴団体においても御協力をお願いいたします。

今般、周知に用いるリーフレットを作成いたしました。リーフレットは下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、貴団体の構成団体・構成員に御活用いただけるよう御周知をお願い申し上げます。

記

厚生労働省ホームページ

『令和 3 年度制度改正について（後期高齢者の窓口負担割合の変更等）』（URLは以下のとおり）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/newpage\\_21060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html)

上記ページ中の、「周知広報リーフレット」に、PDF形式で掲載しております。

(別 紙)

○関係団体一覧

一般社団法人日本介護支援専門員協会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
公益財団法人全国老人クラブ連合会  
民間事業者推進委員会  
一般社団法人全国介護事業者連盟  
特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会  
一般社団法人24時間在宅ケア研究会  
公益社団法人日本認知症グループホーム協会  
全国グループホーム団体連合会  
全国ホームヘルパー協議会  
日本ホームヘルパー協会  
公益社団法人日本介護福祉士会  
UAゼンセン日本介護クラフトユニオン  
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG)  
公益社団法人認知症の人と家族の会  
公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会  
一般社団法人全国軽費老人ホーム協議会  
特定非営利活動法人全国盲老人福祉施設連絡協議会  
公益社団法人全国有料老人ホーム協会  
一般社団法人全国介護付きホーム協会  
一般社団法人高齢者住宅協会  
公益社団法人全国老人保健施設協会  
一般社団法人全国デイ・ケア協会  
一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会  
一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

# 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

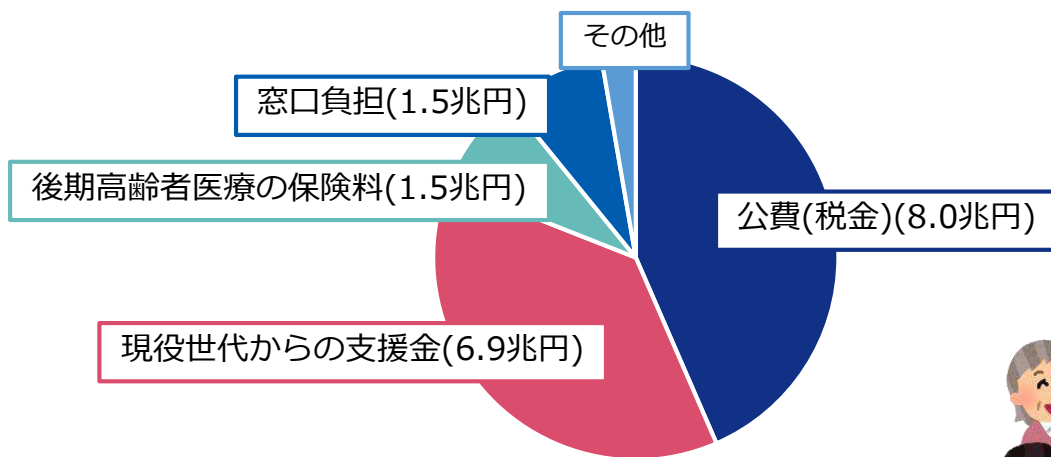
被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

# 見直しの背景

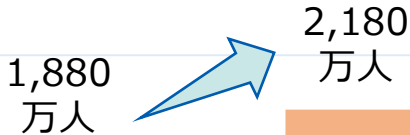
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

## 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース



約300万人増加

75歳以上人口の増加



現役世代からの支援金の増加



2021年度

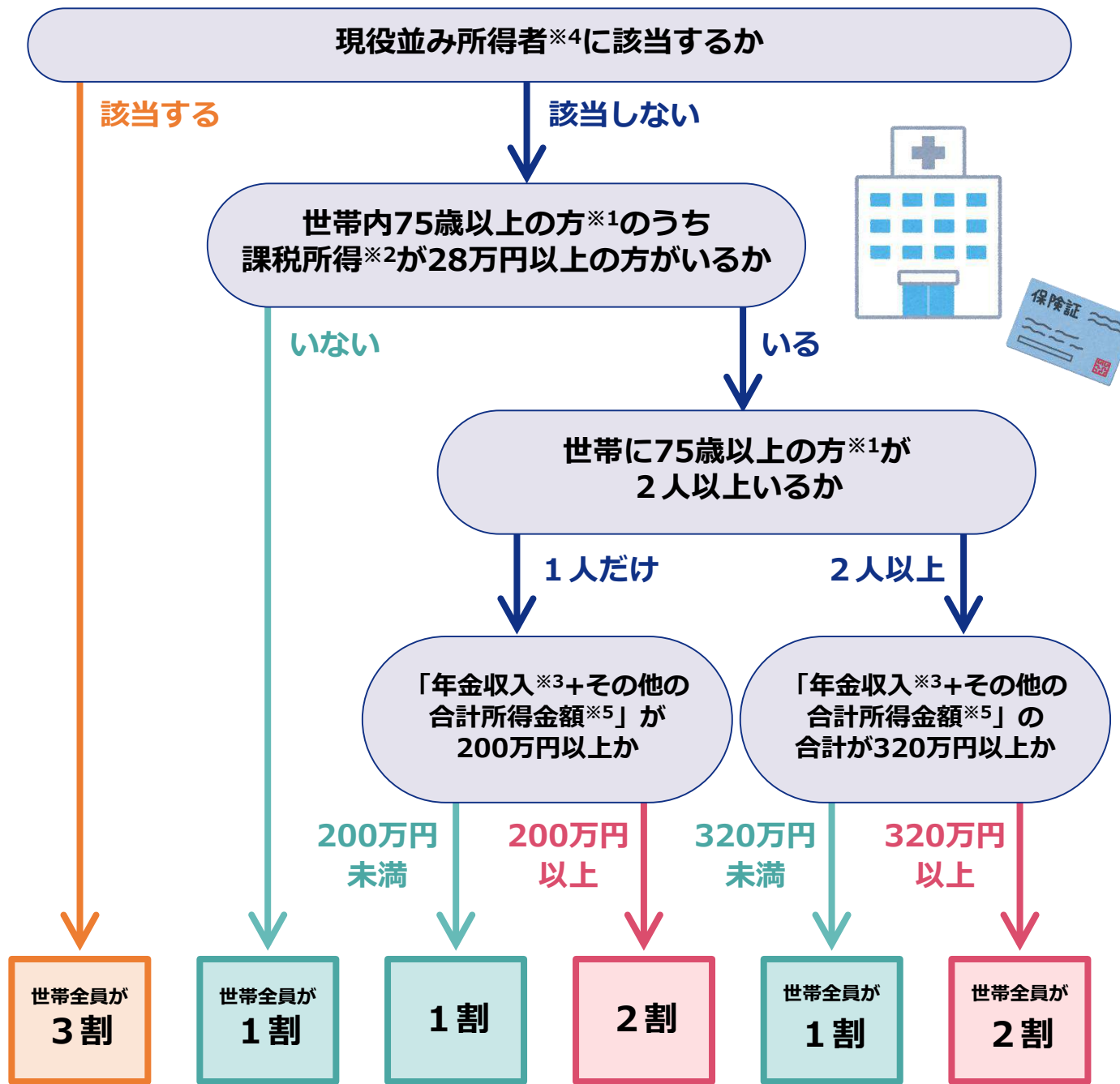
2025年度

2021年度

2025年度

# 窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75歳以上の方<sup>※1</sup>の課税所得<sup>※2</sup>や年金収入<sup>※3</sup>をもとに、世帯単位で判定します。  
(お住まいの地域によって異なりますが、2021年中の所得をもとに、一般的には2022年 8 月頃から判定が可能になり、9 月頃に被保険者証を送ります)



※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。

※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

# 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。  
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

## 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

## 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には  
**2022年秋頃**に各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

## ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず  
郵送で  
お届けします

